

子どもの居場所部会報告書の概要（案）

※ 1 ページ目に鑑文（「子どもの権利に資する・・・。」という文章は、頭書きに入れる。）。以下は2 ページ目以降の本文部分

1 子どもの居場所とは

子どもの居場所とは、子どもが「居たい」、「居られる」、「また行きたい」と感じる場所です。あえて作る場所のみではなく、本来は子どもが居る場所はどこでも子どもの居場所です。

すべての居場所が、常時、あらゆる年代の子どもを受け入れ可能である必要はありませんが、どこにも行き場のない子どもがいないように、様々な場が必要です。

そして、予約や事前登録が不要で、無償で利用できる居場所が、子どもの徒歩圏にあること、同時にその情報が子どもと保護者に届くよう努める必要があります。

2 大切な視点

(1) すべての子どもに居場所があること

子どもは様々です。どの子にも、どこかに居心地がよい場所があることが必要です。例えば、学校の居心地が悪い子は、その他に居心地のよい場所を見つけられるように多様な居場所が必要です。

(2) 安全安心であること

ア 子どもが安全に過ごす場所があることが保護者の安心です。ただし、子どもの年代等により必要な安全の内容は変わります。大人が常時一緒にいなくても、目の端でそっと見守る、子どもが助けを求めれば対応してくれる人がいる、というような子どもが安心できる居場所が必要です。

イ 子どもが暮らすまちが、生活圏自体が安全であることも必要です。往復の経路も安全であるべきです。

(3) 子どもの意見を大切にすること

ア 子どもが関わることには子どもも意見が言えること、大人は子どもの意見に積極的に耳を傾けることが求められます。

イ 子どもは、自分の意見をきちんと言える子ばかりではありません。子どもが聞いてほしいことを気軽に話し、相談できることが大切です。子どもの言葉に積極的に耳を傾ける大人がいる居場所や機会が必要です。

(4) 実現可能で持続可能であること

子どもの居場所は、時代や社会情勢によって、求められることが変わります。時代とともに移り変わるニーズに応え続けられるように、子どもを取り巻く環境そのものを「子どもの居場所」と捉え、地域社会の理解や協力を得ながら、市民みんなの協働により、実現し持続していくことが重要です。

3 施策提言

(1) 子どもが暮らすまちは、安全であること

子どもを見守る地域づくりに引き続き取り組むこと。

事故が起きにくいようなまちづくりや、道路環境整備に努めること。

(2) 子どもの居場所の広報に協力すること

子どもと保護者が気軽に居場所を探すことができること。

居場所の情報やその特色を知ることができること。

(3) 子どもの居場所に関する中間支援があること

子どもの居場所に係わっている人、これからやりたい人、支援したい人が情報交換し、つながりあうことができるような支援を行うこと。

(4) 子どもの居場所作りや運営に対する支援

市の補助制度を検討すること、その他の補助制度に関する情報提供をすること。

子どもの居場所を催す場所の確保について支援をすること。